

アスベストに係る大気汚染防止法の改正について

1 背景

- 現行の大気汚染防止法では、解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止対策として、建築物の解体等の作業のみが規制対象とされている。
一方、工場のプラントなどの、建築物に該当しない工作物の解体等の作業については、規制対象とされていない。
- このため、今後、飛散性のアスベスト建材が使用されている工作物の解体等の作業に伴い、大気汚染が問題化する懸念がある。また、同種の施設（建築物に付設された煙突と工作物に付設された煙突など）の間で不合理な規制格差が生じることとなる。

2 趣旨

石綿粉じんによる大気汚染の防止を徹底するため、石綿が使用されている建築物に加え、石綿が使用されている工作物（工場のプラント等）についても解体作業等による石綿粉じんの飛散を防止するための対策を義務付ける。

3 概要

アスベストを使用している工作物の解体等の作業を、大気汚染防止法の規制対象に追加する。これにより、建築物の解体等の作業と同様に、都道府県知事への事前届出、作業場の隔離等の作業基準の遵守などが義務づけられることとなる。

	現 行	改 正 後
規制対象	特定建築材料が使用されている「 建築物 」を解体、改造又は補修する作業 ・ 製造又は調製に際し、石綿を意図的に含有させたもの ・ 石綿の質量が建築材料の質量の 1%を 超えるもの	特定建築材料が使用されている「 建築物その他の工作物 」を解体、改造又は補修する作業 ・ 製造又は調製に際し、石綿を意図的に含有させたもの ・ 石綿の質量が建築材料の質量の 0.1%を 超えるもの
作業基準	・ 掲示板の表示 ・ 作業場の隔離、対象建材の湿潤化等（※作業の種類による）	変更なし （※工作物に係る作業基準については 建築物に係る作業基準の内容と同様 ）

4 施行期日

平成 18 年 10 月 1 日

5 問合せ先

広島県環境部環境対策局環境対策室 電話 082-513-2920（ダイヤルイン）

- [石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行等について（通知）（別添省略）（環境省ホームページ）](#)
- [建材中の石綿含有率の分析方法について（平成 18 年 8 月 21 日基発第 0821002 号）（厚生労働省ホームページ）](#)
- [建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について（平成 18 年 8 月 21 日基安化発第 0821001 号）（厚生労働省ホームページ）](#)